

社会福祉審議会専門部会「地域福祉部会」について

1 専門部会設置の目的

社会福祉法の改正により「地域福祉計画」の策定が努力義務化され、福祉分野の上位計画として位置付けられたことから、平成30年度から地域福祉計画の進行管理を、福祉分野の上位の会議体に位置づけている「社会福祉審議会」において行っていく。

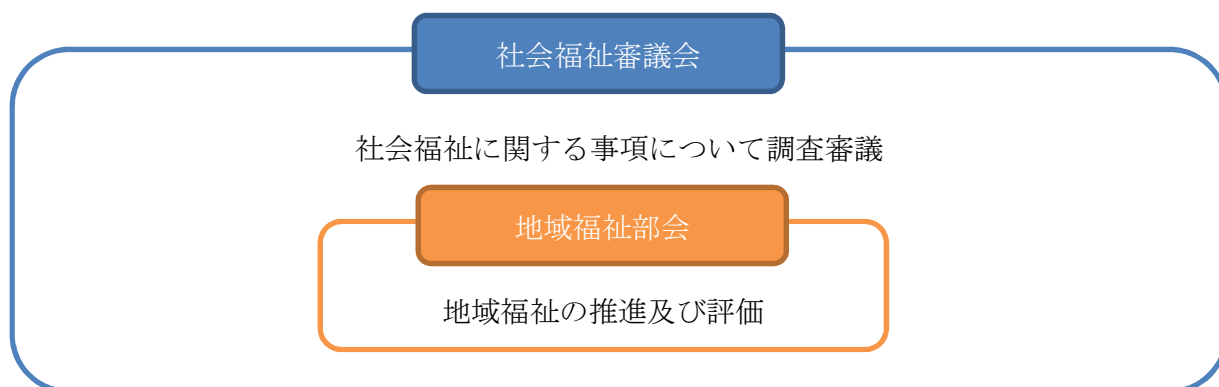
具体的には、芦屋市社会福祉審議会規則第4条に基づき、社会福祉審議会に地域福祉部会を設置し、審議を行う。

2 地域福祉部会の構成

社会福祉審議会に属する委員のなかから構成

専門部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(芦屋市社会福祉審議会規則第4条第2項及び第3項)



3 地域福祉部会の所掌事務

芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等に関すること。

(芦屋市社会福祉審議会規則第4条第1項)

4 審議事項

第3次芦屋市地域福祉計画（H29～33）の全体的な計画の進捗状況のほか、行政機関における調整、連携等の進捗状況の評価を行い、計画の推進につなげる。

5 年間開催予定

毎年3月頃 地域福祉部会 当年度の地域福祉計画の進捗状況評価

※翌年度審議会（全体会）で地域福祉計画の進捗状況を報告

※計画策定年度（次回33年度）には策定に係る審議のため、必要に応じて複数回開催予定